



## 就業規則に「自宅待機」に関する新たな項目の設置を求める

現在「新型コロナウイルス」感染拡大防止の観点から政府指導に基づき、感染の機会を減らすことを目的に、各現場において「自宅待機」の勤務指示がされています。経験したことのない状況下で、鉄道輸送の確保と社員や家族への感染拡大を防ぐために、経営側が最大限の配慮していることは十分認識しています。

しかし、現場の組合員や社員からは「『自宅待機』の指示が『勤務免除』として勤務認証がされている」「各職場において取り扱いにバラツキがある」など、多くの疑問や不安の声が東日本ユニオンに届けられています。

現行の就業規則に定められていない指示は「何でもあり」の勤務指示とともに、誤った勤務処理を発生させてしまう恐れがあります。如何なる状況下においても、労働契約である就業規則に則って厳正に取り扱うことを求め、4月23日、申第31号「『自宅待機』の勤務認証の新設を求める緊急申し入れ」を経営側に提出しました。

1. 「自宅待機」の勤務認証を新設すること。
2. 「自宅待機」は実労働時間とし、月間労働時間に積算すること。
3. 育児・介護勤務A適用社員を除く社員が短時間行路を乗務する場合は、休日勤務時（乗務前後の「その他時間」なし）と同様の拘束時間とした短時間行路とすること。
4. 「自宅待機」の勤務指示をする場合には、以下の通りとすること。
  - (1) 出勤時間、退勤時間を定めること。
  - (2) 待機箇所を定めること。
  - (3) 待機中における呼び出しの取り扱いを定めること。
  - (4) 待機中における所用等の取り扱いを定めること。
  - (5) 労働時間を定めること。
  - (6) 超過勤務手当の取り扱いについて定めること。
5. 「新型コロナウイルス」の影響により、当月に入ってから（変形期間開始後）の勤務変更は「一旦指定した勤務の取り扱い」に則り「原則的な取り扱い」とすること。
6. 勤務変更や出勤回数の減少に伴う通勤手当の戻入及び認可取り消しは行わないこと。

